

## ならアスリートキャリアセンター業務運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条に基づき、奈良県がならアスリートキャリアセンター（以下「本事業所」という。）で行う無料職業紹介業務について、必要な事項を定める。

2 本事業所では、奈良県で競技を継続したいアスリートや力を発揮したい指導者が安定して活動できる環境を整えるため、第12条に掲げる職種及び地域に係る無料職業紹介業務を実施する。

### (求人者の申込)

第2条 本事業所は、求人者の申込みがあった場合は、次の各号に該当するものを除き、すべて受理するものとする。

- ① 申込みの内容が法令に違反するとき
- ② 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しないとき
- ③ 賃金、労働時間、その他労働条件が通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認められるとき
- ④ 第12条に掲げる職種及び地域に該当しないとき
- ⑤ 求人者の申し込みをしようとするものが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるときや、暴力団員と関与していると認められるとき

2 求人者の申込みをしようとする者は、求人票（様式1）に必要事項を記載して本事業所に来所若しくは郵便、ファックス、電子メールで提出するものとする。

### (求職者の申込)

第3条 本事業所は、求職者の申込みがあった場合は、次の各号に該当するものを除き、すべて受理するものとする。

- ① 申込みの内容が法令に違反するとき
- ② 第12条に掲げる職種及び地域に該当しないとき
- ③ 求職者の申し込みをしようとするものが暴力団員であると認められるときや、暴力団員と関与していると認められるとき

2 求職者の申込みをしようとする者は、求職票（様式2）に必要事項を記載して、本事業所に来所若しくは郵便、ファックス、電子メールで提出するものとする。

### (労働条件の明示)

第4条 求人者は、求人者の申込みに当たり本事業所に対し、本事業所は、紹介に当たり求職者に対し、その従事すべき業務内容及び賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示しなければならない。

### (紹介の原則)

第5条 本事業所は、求職者に対し法第2条に規定される職業選択の自由を踏まえ、求職者の能力に適合する職業を紹介するように努めるものとする。

2 求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めるものとする。

3 求職者を求人者に紹介する際は、紹介状（様式3）をもって行う。

### (採択の報告)

第6条 求人者及び求職者は、本事業所が行った職業紹介の結果、雇用関係が成立した場合

(採用が内定した場合を含む。)又は不成立となった場合は、それぞれ速やかに本事業所にその結果を選考結果通知(様式4)により報告しなければならない。また、本事業所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職(解雇された場合を除く。)した場合は、求人者から本事業所に対して報告を行うこと。

(労働争議に対する介入)

第7条 本事業所は、労働争議に対する中立の立場から、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている求人者に、求職者を紹介してはならない。

(秘密の厳守)

第8条 本事業所は、法第51条の2の規定により、職業紹介の業務上、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密として、これをほかに漏らしてはならない。

(求人等に関する情報の正確性)

第9条 本事業所は、法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行ってはならない。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供中止や内容訂正の依頼があった場合や、本事業所が当該情報について正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じる。

(均等待遇)

第10条 本事業所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的取扱いを一切行ってはならない。

(職業紹介担当者及び責任者)

第11条 本事業所は、無料職業紹介業務を円滑に実施するため、担当者を置くとともに、次に掲げる事項を統括管理させるため、職業紹介責任者を置くものとし、奈良県スポーツ振興課長の職をもって充てる。

- ① 求人者及び求職者からの申出を受けた苦情の処理に関すること
- ② 職業紹介に係る求人者及び求職者の個人情報の管理に関すること
- ③ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導に関すること
- ④ 職業紹介の調整に関すること
- ⑤ その他法第5条の6第1項各号に該当する求人の申込み

(取扱職種及び取扱地域)

第12条 本事業所が取扱う職種及び地域は次の各号のとおりとする。

- ①職種 全職種
- ②地域
  - ア 求人者 奈良県
  - イ 求職者 国内

(自己申告)

第13条 本事業所は、求人者に対し、求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させる。

2 前項の自己申告は自己申告書（様式5）の提出をもっておこなう。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、無料職業紹介業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。